

KAMENOI HOTEL MEMBERS 会員規約 (改定版)

1. 会員

KAMENOI HOTEL MEMBERS 会員（以下「会員」という。）とは、12 歳以上（小学生を除く。）の方で本規約を承認の上、株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント(以下「弊社」という。)が所有する下記の対象ホテル又は弊社のホームページ（以下「亀の井ホテル Web サイト」という。）上にて所定の入会手続きをされた方をいいます。

2. 会費

入会金、年会費は無料です。

3. 対象ホテル

会員は、全国の亀の井ホテル（以下「ホテル」という。）において会員サービスを受けることができます。

4. カードの発行等

1：入会を希望される方は、弊社所定の入会申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入しホテルに提出してください。

なお、亀の井ホテル Web サイトで入会を希望される方は、同サイト上の弊社所定の申込欄に必要事項を入力した後、同サイトの案内に従ってください。

2：KAMENOI HOTEL MEMBERS カード（以下「会員カード」という。）は、弊社所定の手続きが完了後、会員 1 名につき 1 枚発行します。

なお、亀の井ホテル Web サイトで所定の入会手続きをされた方は、入会申込み完了時に送信されるメール内容を印刷又はメール内容が確認できるものをホテルに持参し、所定の手続きが完了後、会員 1 名につき 1 枚発行します。

3：会員カードのご利用は、会員本人に限ります。他人へ譲渡・貸与することはできません。

4：会員は、会員カードの署名欄に自署するものとし、署名の記入がない会員カードをホテルに提示された場合は、会員サービスをご利用できません。

5. 会員カード及び保有ポイント等の有効期間・再発行手続き

1：会員カード及び保有ポイントの有効期間は、無期限とする。

2：会員カードの汚損・破損などにより会員の識別が不能となった場合は、再度、申込書に必要事項を記入いただき、会員本人であることを確認の上、すべてのポイントを継続した会員カードを発行します。ただし、亀の井ホテル Web サイトでは会員カードを再発行する手続きは行えません。

なお、再度第 4 項(1)により新規として入会申込みをすることはできますが、その場合、すべてのポイントは継続されません。

3：会員カードの紛失及び盗難の場合は、再度、申込書に必要事項を記入いただき、会員本人であることを確認の上、すべてのポイントを継続した会員カードを発行します。ただし、亀の井ホテル Web サイトでは会員カードを再発行する手続きは行えません。

なお、再度第 4 項(1)により新規として入会申込みをすることはできますが、その場合、すべてのポイントは継続されません。

4：本規約第 11 項の届出事項の変更を会員本人が失念等したことにより、会員本人であることの確認ができない場合については、本項(2)及び(3)のすべてのポイントの継続を行うことはできません。

また、本項(2)及び(3)の会員カード再発行までの間に有効期間の満了により消滅したポイント及び紛失、盗難した会員カードを用いて交換されたポイントについては、継続されません。

6. 会員サービス

(1) ポイントの加算

ア ポイントの加算対象

ホテルの宿泊利用時において、精算前に会員カードを提示した方を対象とし、現金（金券含む）・クレジットカード・デビットカードにより精算が行われた場合にのみ、ポイントを加算します。

ただし、会員カードの未提示、不適正に入手した会員カード、有効期限切れ及び会員資格のないカードの場合は、ポイントの加算はできません。

以下のような精算等には、ポイントは加算いたしません。

- ・ホテルが発行する請求書により後日精算を行う場合（掛精算）
- ・各種割引券、クーポン券、弊社と提携している企業・自治体等で発行する助成券・割引券、本項(2)で使用したポイント利用分等による精算相当額
- ・旅行代理店を介した予約又は亀の井ホテル Web サイトを除くインターネットによる予約を行った場合
- ・100 円未満の精算金額
- ・ホテルフロント以外での精算時（レストラン・喫茶における飲食利用で宿泊代と一緒に精算する場合を除く。）
- ・消費税、入湯税等の各種租税
- ・その他弊社が定めた加算対象外サービスに係る精算相当額

イ ポイントの加算方法

会員に加算するポイントは、1 グループ※1 当たりのポイント加算対象精算額を当該グループの宿泊利用人数※2 で除した金額（100 円未満切捨て）100 円につき 1 ポイントを加算（以下「通常ポイント」という。）します。

※1 1 グループとは、ご予約の単位を指します。

※2 宿泊利用人数には小学生以下の方は含まれません。

ウ ボーナスポイントの加算

平成 23 年 9 月 1 日のチェックイン（当該日の前日以前のチェックインから当該日のチェックインまでは対象外）から宿泊利用により会員が獲得した通常ポイント（それ以前に獲得したポイント及びポイント残高は含まない。以下「累計獲得ポイント」という。）の総計が 300 ポイントを超過した時点でボーナスポイントとして、500 ポイントを会員に加算し、それ以降 300 ポイント毎に 500 ポイントを加算するほか、累計獲得ポイント 3,000 ポイント毎に 5,000 ポイントをボーナスポイントとして会員に加算します。

エ その他ポイントの付与

キャンペーン等により本項ウ以外のボーナスポイントが付与される場合があります。

オ ポイントの譲渡又は相続

ポイントは宿泊利用時において、当該宿泊利用に対して加算したポイントに限り、家族間（同居の 2 親等まで）で譲渡することができますが、相続又は他人へ譲渡することはできません。

(2) ポイントの使用

会員が獲得したポイントは、次回以降の宿泊利用の精算時において 1 ポイント = 1 円換算で、ホテルのフロントで精算金額の一部として利用することができます。

なお、各種割引券、クーポン券、金券、弊社と提携している企業・自治体等で発行する助成券・割引券等の利用があった場合は、券面額を差し引いた残りの精算額に対して利用することができます。ただし、精算額を超えて使用することができないほか、当日加算されたポイントを当日中の精算で利用することはできません。

また、ポイント残高を現金等への換金もできません。

(3) お部屋延長利用サービス

宿泊の利用において、宿泊予約時にチェックアウト時間の延長を申し出られた場合は、チェックアウト日の正午までお部屋を利用できます。

ただし、予約状況によりご利用いただけない場合があります。

(4) 売店等割引サービス

ホテル内売店等の利用において、各ホテルが定める対象商品に限り、精算の前に会員カードを提示いただくことにより所定の割引を受けることができます。

ただし、他の割引券等との重複利用はできません。

(5) 誕生日特典サービス

誕生日に宿泊利用された場合は、誕生日特典サービスを受けることができます。

ただし、宿泊予約時に誕生日の宿泊利用であることを申し出ていただいた場合に限りです。

(6) 旅行代理店を介した予約等を行った場合のサービス

旅行代理店を介した予約又は亀の井ホテル Web サイトを除くインターネットによる予約を行った場合、上記(2)のみがサービス対象となります。

(7) 亀の井ホテル伊豆高原のサービス

亀の井ホテル伊豆高原では、上記(3)～(5)のサービスは対象外としますが、ラウンジでのドリンクサービスを実施する他、ご利用プランやお部屋タイプにより様々な特典をご用意いたします。

7. 会員資格の喪失

会員が本規約に違反したと弊社が判断した場合、又は申込書（亀の井ホテル Web サイトでの申し込みも含む。）に虚偽の記入があった場合は、会員資格を喪失します。

なお、会員資格喪失後、会員サービスのすべてのポイントは消滅します。

8. 退会

会員の都合により退会する場合は、最寄りのホテルに申し出て会員カードをご返却するか、亀の井ホテル Web サイトで退会の申請を行ってください。

また、亀の井ホテル Web サイトで退会申請を行った場合及び第 5 項(1)並びに第 7 項により会員資格を喪失した場合は、会員ご自身で会員カードを裁断等し、処分してください。

なお、退会后、会員サービスのすべてのポイントは消滅します。

9. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、弊社（本社）を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

10. 個人情報の取扱いに関する同意

会員は、申込書や亀の井ホテル Web サイトに記入いただく住所、氏名、生年月日、メールアドレス等の個人情報を以下の目的のために弊社が行う一連の活動で使用することに同意していただきます。

1：ポイントの管理、弊社及び弊社が指定した他会社のマーケティング活動・商品開発のための資料、ホテルの宿泊プランやイベントのご案内、弊社の提携先が提供する関連商品・サービスに関するご案内等に利用します。

2：会員の個人情報の事務処理の一部を部外委託する場合があります。

なお、部外委託する場合は、委託先の適切な管理監督を行うため、必要な契約を委託先と締結します。

3：会員の個人情報に対して、必要な保護措置を行います。

4：申込書に記入いただいた住所、氏名、生年月日等の個人情報等の管理を行うために使用するシステムに、登録を行うことができない一部の漢字等は、簡略漢字やかな文字に置き換えさせていただくことがあります。

11. 届出事項の変更

会員の氏名、住所、電話番号等に変更があった場合は、最寄りのホテルまで連絡するか、亀の井ホテル Web サイトにより変更手続を行ってください。

12. 規約の変更・終了

本規約を予告なく変更し、あるいは一定の告知期間を設けた上で会員サービス及びその他の取り扱いを終了すること

がありますので、あらかじめご了承ください。

(附則)

この規約は、2024年4月1日から施行する。